

計画の位置づけ

- 第4次山形県環境計画の分野別計画
- 県廃棄物処理計画（廃棄物処理法）
- 県食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法）
- 県海岸漂着物対策推進地域計画（海岸漂着物処理推進法）

背景・趣旨

- 令和2年度の本計画の策定以降、循環型社会の形成に向けた各種施策を展開
→ 廃棄物の排出量の削減等に一定の成果
一方、食品ロス削減や海岸漂着物対策等についてはなお一層の取り組みが必要
- 近年、循環経済への移行や万全な災害廃棄物処理体制の構築が求められている
- 本計画策定以降の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ中間見直しを実施

推進体制

- 山形県環境審議会
- 山形県海岸漂着物対策推進協議会
- 地域循環検討会議
- ごみゼロやまがた推進県民会議

計画策定後の状況

ごみ（一般廃棄物）

- 排出量（総量・事業系）、最終処分量は、概ね順調に進捗
- 1人1日当たり排出量（総量・家庭系）及びリサイクル率は、一定の進捗が見られるものの、なお一層の取り組みが必要

目標指標	策定(H30)	現状(R5)	目標(R12)
ごみの排出量	391千トン	359千トン	326千トン
事業系ごみの排出量	110千トン	98千トン	87千トン
1人1日当たりごみの排出量	915g	868g	810g
1人1日当たり家庭系ごみの排出量	528g	512g	408g
ごみのリサイクル率	18.2%	20.2%	28%
ごみの最終処分量	35千トン	31千トン	31千トン

産業廃棄物

- 排出量（総量）、最終処分量は概ね順調に進捗
- リサイクル率は計画策定時より悪化

目標指標	策定(H30)	現状(R5)	目標(R12)
産業廃棄物の排出量	3,805千トン	3,582千トン	3,492千トン
産業廃棄物のリサイクル率	59.9%	55.2%	60%
産業廃棄物の最終処分量	136千トン	122千トン	124千トン

食品ロス

- 家庭系食品ロスの排出量は計画時から変わらず進展なし

目標指標	策定(H29)	現状(R4)	目標(R12)
家庭系食品ロスの排出量	22千トン	22千トン	18千トン

海岸漂着物

- 海岸清潔度は、一定の進捗が見られるものの、なお一層の取り組みが必要

目標指標	策定(R2春)	現状(R7春)	目標(R12)
海岸清潔度ランクがH23春期より1ランク以上アップした区域数	19区域 / 39区域	23区域 / 39区域	39区域 / 39区域

情勢変化・国の動き等

- プラスチック資源循環促進法の施行（令和4年）
→ プラスチック資源の循環利用の推進
- 国の第5次循環型社会形成推進基本計画の策定（令和6年）
→ 「循環経済への移行」による「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現
- 自然災害の激甚化・頻発化（令和4年8月、令和6年7月の豪雨）
- 人口減少に伴う海岸清掃ボランティア参加者減少の懸念

施策の柱1 資源循環型社会システムの形成 ※主なもの

●：中間見直しに係る重点的取り組み

（1）県民運動等によるライフスタイルの変革の促進

- 県民一人ひとりが廃棄物に関する問題を「自分ごと」と捉え、意識改革・行動変容を促す取り組みの強化
- マイボトルの利用促進等によるプラスチック使用削減、リサイクル・リユース製品活用の推進

（2）家庭・事業所での分別・リサイクルの促進

- 市町村・事業者等の連携による資源回収、リユース・リサイクル事業の推進
- リチウムイオン蓄電池等の火災事故等の発生防止に向けた市町村との連携による周知徹底
- 「もったいない山形協力店」の登録拡大による事業系ごみの排出抑制・リサイクルの促進

（3）循環資源に関する情報収集及び発信

- 国内での資源循環に向けた、自治体や産学官連携の枠組みを活用した情報収集・発信

（4）食品ロスの削減

- 県民一人ひとりが食品ロスに関する問題を「自分ごと」と捉え、意識改革・行動変容を促す取り組みの強化〔再掲〕
- フードドライブ実施団体等への支援、連携調整

施策の柱2 資源の循環を担う産業の振興 ※主なもの

（1）循環経済への移行に向けた支援〔新規〕

- 動静脈連携を始めとした、多様な主体間連携に向けたマッチング機会の創出
- 地域資源循環の促進に向けた、高度な再資源化・省資源化技術の開発・導入への重点的な支援

（2）次世代の循環型産業を担う人材の確保〔新規〕

- 関係機関・関係団体との連携による循環型産業に関する理解度・認知度向上、人材確保の推進

（3）事業者の3R推進に係る支援

- 県3R推進環境コーディネーターによるトータルコーディネートのもとでの効率的な支援

（4）循環型産業の振興

- リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証によるインセンティブの拡大・制度周知

施策の柱3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減 ※主なもの

（1）廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者・産業廃棄物処理業者等に対する指導の徹底 ○ 産業廃棄物の埋立容量確保に向けた最終処分場の計画的管理
- 大規模災害事例を踏まえた県災害廃棄物処理計画の見直し ● 市町村災害廃棄物処理計画の運用支援・計画見直しの促進

（2）PCB廃棄物処理の推進

（3）不法投棄の防止

- 不法投棄防止対策協議会等による啓発・原状回復

（4）海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進

- 「改善促進海岸」における効果的・効率的回収の推進 ● ボランティア人材育成・確保の推進
- 発生抑制対策、普及啓発・環境教育 ○ 関係者の役割分担と相互協力 ○ モニタリング調査等による進行管理

共通施策

市町村との連携

環境教育

情報発信

3R推進環境コーディネーターの活用

廃棄物削減・循環利用の情報提供・助言、マッチング

基本目標

- （1）全国一

（2）ごみの少ない県を

（3）目指して
- 裸足で歩ける庄内海岸

リサイクル等の循環型産業を振興